

福井しあわせ元気大会 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会宿泊基本方針に基づき、大会参加者の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

実行委員会は、福井県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体および宿泊施設と連絡調整の上、大会参加者の宿泊施設の選定、確保、配宿および宿泊環境の整備に関する業務に当たる。また、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で実行委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手、監督、役員および介助員（以下「選手団」という。）
- (2) 大会役員、特別招待者、競技役員、競技補助員、実施本部員、ボランティア、視察員、報道員およびその他大会運営に参加する者で、実行委員会が宿泊を必要と認めたもの。

5 宿泊施設の選定および確保

宿泊施設の選定および確保については、次のとおり行う。

- (1) 宿泊施設は、原則として会場地市町内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館および簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、近隣市町内の旅館等を利用する。
- (3) 風紀、衛生および防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

6 配宿

配宿については、次の事項に留意して行う。

- (1) 選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに同一の宿泊施設に配宿するよう努める。
- (2) 移動に係る負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場地へ移動しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。

- (3) 障がい者にとって利用しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。
- (4) 実行委員会が指定した宿泊施設の変更は、原則として認めない。
 なお、任意に変更したことによって生じたすべての紛議および損失は、任意に変更した者がその責任を負うものとする。

7 仮設物の設置

障がい者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿泊施設と協議の上、実行委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊および素泊まり
- ① 宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。
- ② 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。
- (2) 宿泊料金
 宿泊料金は次表のとおりとする。(第 73 回国民体育大会宿泊料金を参考に設定)

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
選手団	税抜	4,000 円～15,000 円	2,800 円～10,500 円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む。
	税込 (8%)	4,400 円～16,200 円	3,100 円～11,400 円	
選手団以外の 宿泊対象者	実勢料金を基本とし、別途実行委員会が定める額			

(注)・選手団における「1 泊 2 食」料金(税抜)は 500 円刻みとする。

・素泊まり料金(税抜)は、「1 泊 2 食」料金(税抜)の 70%相当(100 円未満を切り上げ)額とする。

- (3) 入湯税
 入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。
- (4) 欠食控除
 欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前日の 12 時までに申し出た場合に限る。
 ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿泊施設と協議して決定する。
- ① 夕食を欠食した場合の宿泊料金(税抜)は、「1 泊 2 食」料金(税抜)の 20%を控除した額(100 円未満を切り上げ)とする。
- ② 朝食を欠食した場合の宿泊料金(税抜)は、「1 泊 2 食」料金(税抜)の 10%を控除した額(100 円未満を切り上げ)とする。

区分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
選手団	税抜	3,200 円～ 12,000 円	3,600 円～ 13,500 円
	税込	3,456 円～ 12,960 円	3,888 円～ 14,580 円
選手団以外の宿泊対象者	宿泊料金から 7（4）の欠食控除を適用した額		

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿泊施設の規定に基づくものとする。

(6) 宿泊料金等の支払い

宿泊料金および宿泊取消料については、別に定める方法により、実行委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該宿泊施設が定める方法により支払うものとする。

(7) 宿泊取消料

宿泊を取消した場合の取消料は、次表のとおりとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の 9 日前まで	不要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の 8 日前から 宿泊予定日の 4 日前まで	宿泊料金（税抜）の 20%	
宿泊予定日の 3 日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の 50%	
宿泊予定当日	宿泊料金（税抜）の 100%	

(注)・宿泊取消料は、取消した泊数にかかわらず、一人につき 1 泊分の取消料のみとする。

(8) 適用期間

当該宿泊料金等の適用期間は、平成 30 年 10 月 11 日（木）15 時から平成 30 年 10 月 16 日（火）10 時までとする。

9 宿泊申込み

宿泊の申込みは、次のとおり行う。

(1) 選手団については、都道府県および指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定め、別に

定める宿泊申込書により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して実行委員会に行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体が同様に行うものとする。

- (2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。
- (3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿泊施設と宿泊者との連絡調整のため、宿泊施設ごとに宿泊責任者を選定するものとする。

10 宿泊の変更および取消し

- (1) 入宿前の宿泊の変更および取消しは、別に定める宿泊変更・取消申込書により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに実行委員会へ行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに実行委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

- (2) 入宿後の宿泊の変更および取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿泊施設へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日時とする。
また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者または宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生時期はその申出があった日時とする。

11 食事

大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良いものを提供するものとする。

12 その他

- (1) 宿泊施設での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。